

公益財団法人日本植物調節剤研究協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人日本植物調節剤研究協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、植物調節剤（除草剤、植物成長調整剤及び植物の生育調整資材をいう。以下同じ。）の利用開発の試験研究を促進し、あわせてその成果の普及を通じて、農作物生産性の向上及び安定化と農作業の省力化を図り、農業の持続的発展並びに環境保全、食の安全に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 植物調節剤の検査・検定
- (2) 植物調節剤の研究開発
- (3) 植物調節剤の普及啓発
- (4) その他この法人の公益目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、日本全国において行う。

(その他の事業)

第 5 条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 不動産の賃貸事業
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

第 3 章 資産及び会計

(財産の管理)

第 6 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとする。

(事業年度)

第 7 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 9 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 10 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 1 2 条 この法人に評議員 1 5 名以上 2 0 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 1 3 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法律をいう。）

3. 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。

4. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 財産目録
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合は、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が

招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2. 前項の場合において、議長は、評議員会の決議に、評議員として議決に加わることはできない。

3. 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員 等

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事及び3名以内を常務理事とすることができる。

3. 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5. 他の同一の団体（公益法人は除く。）の理事又は使用人である者その他これに準じる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 専務理事は、理事長を補佐し、この法人を代表し、その業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。

4. 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び専務理事に事故があるとき、又は理事長及び専務理事が欠けたときは、理事長及び専務理事の業務執行に係る職務を代行する。

5. 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、前2項のほか監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4. 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第32条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の顧問を置くことができる。
2. 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事長から諮問された事項について参考意見を述べること
 3. 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
 4. 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から開催の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法令の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2. 前条第3項第3号による場合は、理事が理事会を招集する。
3. 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事又は常務理事が理事会を招集する。
4. 理事長は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
5. 理事会を招集するときは、開催の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して、通知しなければならない。
6. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2. 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国

若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

- 第 47 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。
2. 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事長が委嘱する。
 3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

- 第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、所要の職員を置く。
 3. 重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
 4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第 11 章 賛助会員

(賛助会員)

- 第 49 条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
2. 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 50 条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補 則

(委 任)

- 第 51 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事（理事長） 小川 奎

業務執行理事（専務理事） 竹下 孝史

業務執行理事（常務理事） 横山 昌雄

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池田 芳治 石原 英助 今井 康史 内山 次男 岡本 隆之 金井 健彦

後藤 周司 寺本 昭二 貫 和之 芳賀 俊郎 橋野 洋二 濱口 洋

早川 秀則 平田 公典 藤田 俊一 本多 千元 山崎 周二 渡邊 司

5 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 生杉 佳弘 稲森 誠 今林 惣一郎 大内 脩吉 大嶋 保夫

小川 奎 荻原 武雄 竹内 安智 竹下 孝史 種田 貞義

富久 保男 松川 勲 松本 宏 横山 昌雄

監事 駒井 良理 佐合 隆一

附 則（平成29年5月26日）

1 定款第25条第3項及び第27条第3項の変更については、平成28年5月27日より施行する。

2 定款第42条第2項の変更については、平成29年5月26日より施行する。